

町内樹木の伐採ガイドライン

2018年7月1日

緑に囲まれた泉台には、公園、歩道等にさまざまな樹木が植えられており、その美観が居住環境の重要な要素にもなっている。しかし、建設以来約30年が経過し、それらの成長とともに、当初予想しえなかった様々な不具合、問題が現れきた。

16年度の町会活動においては、樹木（メタセコイア）の成長（特に根）が住宅基礎へ重大な被害を与えると予測し、撤去を決定した。しかし、公園、歩道等の樹木を無闇に伐採または撤去することは、泉台そのものの景観・美観を損なうことになるため、慎重に行なうべきである。

そこで、今後、同様な事態が生じた場合に適切に対処するため、町内（公園、歩道）樹木について、伐採または撤去を市に依頼する場合のガイドラインを作成した。

1. 樹木の伐採または撤去を市に依頼する場合のガイドライン

(1) ガイドラインの適用範囲

いちほら緑園都市にある公園内の樹木、道路わきの街路樹、のり面等の樹木で市原市で管理するもの。

(2) 伐採または撤去が適当と判断する場合

樹木の根が敷地内に進入し、住宅基礎に重大な影響を与えると予測される場合に限定する。

「住宅基礎に重大な影響を与えると予測される場合」とは、樹木の根が敷地内に複数進入し、住宅基礎に影響を与えると本部役員会が判断した場合をいう。

これ以外のケースについては、本部役員会で協議の上、決定する。

なお、次の場合は、原則として、伐採または撤去でなく剪定等の他の方法で対処することとする。

- ① 樹木の根が敷地内に進入した場合でも、住宅基礎に重大な影響を与えると予測されない場合
- ② 枝が敷地内への進入した場合
- ③ 樹木の成長により日照が損なわれる場合
- ④ 落ち葉、木の実の落下による被害

2. 樹木の伐採または撤去にかかる手続

- (1) 伐採または撤去を希望する住民は、地区役員（地区長、ブロック長、班長）に申し出る。
- (2) 地区役員会は申し出者、近隣住民の意見を聴取し、「伐採または撤去が適当と判断されるか」検討する。
- (3) 地区役員会は「伐採または撤去が適当と判断される」場合、本部役員会に報告する。
- (4) 本部役員会は、協議の上、「伐採または撤去が適当かどうか」について、決定する。
- (5) 本部役員会は、伐採または撤去を依頼する場合、市役所に依頼する。

以上